

ダイレクト支店取引規定の改定について

ダイレクト支店での投資信託の取扱開始に伴い、「ダイレクト支店取引規定」を改定いたします。
なお、改定後の新規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

1. 主な改定内容

第11条に投資信託の取扱いを追加いたします。

11. 投資信託の取扱い

- (1) 当店で証券総合取引口座(以下、証券口座といいます。)は、当行が承認したお客さまに限り開設ができるものとします。
- (2) 当店で開設する証券口座は特定口座とし、お一人さま一口座とします。すでに当行の他の本支店で証券口座を開設済みの場合は、当店で開設することはできません。
- (3) 当店で開設する証券口座の指定預金口座は、当店の普通預金口座とします。
- (4) 当店で証券口座のお申込みには、電子交付サービスのお申込みも含むものとします。
- (5) 当店以外の当行本支店の取引を当店に変更することはできません。

詳しくは、改定後のダイレクト支店取引規定をご覧ください。

[【改定後】ダイレクト支店取引規定](#)

2. 改定日

平成 29 年 11 月 13 日(月)

3. お問い合わせ先

山陰合同銀行ダイレクト支店

フリーダイヤル 0120-390245 受付時間:平日 9 時～17 時(銀行休業日を除く)